住宅紛争処理手続に
ウェブ期日が導入されます

住宅紛争審査会にて行う住宅紛争処理手続に
ウェブで参加できるようになります。
令和６年10月より一部の住宅紛争審査会にて
導入されました。

■ウェブ期日について■

ウェブを通じて話合いに参加すること（ウェブ期日）は、あっせん手続・調停手続の場合は住宅紛争審査会が「相当と認めるとき」、仲裁手続の場合は住宅紛争審査会が「相当と認め、かつ、当事者双方が承諾したとき」に開催されます。
期日の開催方法（対面期日もしくはウェブ期日）は住宅紛争審査会にて判断いたしますので、必ずしも当事者等のご希望に添えない場合があります。

ウェブ期日を導入している住宅紛争審査会

ウェブ期日を導入している住宅紛争審査会は、下記URLよりご確認ください。**すべての住宅紛争審査会でウェブ期日が導入されているわけではございませんので、ご注意ください。**
https://www.chord.or.jp/trouble/kikan_list.html

留意事項

・ウェブ期日は、ご自身のパソコン・タブレット・スマートフォン等（いずれもカメラとマイクが接続可能であるもの）にてご参加ください。
・紛争処理手続は非公開の手続ですので、**録音及び写真・動画撮影は禁止**となります。
・ウェブ期日参加に必要となる通信料等は参加者ご自身でご負担いただきます。

よくあるご質問

よくあるご質問は、下記URLよりご確認ください。
https://www.chord.or.jp/trouble/web-date.html

住まいるダイヤル

電話番号　03-3556-5147
受付時間10：00−17：00（土、日、祝休日、年末年始を除く）
固定電話からは、全国どこからでも市内通話料で利用できます（一部のサービスを除く）。

公益財団法人　住宅リフォーム・紛争処理支援センター

2024年10月版